

荒川区サッカー協会規約

【第1章 総則】

- 第1条 本会は荒川区サッカー協会と称し、事務局を事務局長宅に置く。
- 第2条 本会は本会に加盟登録された団体（以下、加盟団体）で組織する。
- 第3条 本会は荒川区民へのサッカー及びフットサルの正しい普及と発展を図り、あわせて区民の体位の向上と人格の形成に寄与することを目的とする。

【第2章 事業及び組織】

- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行い、次の組織を設ける。
- (1) 区内におけるサッカー及びフットサル競技会を主催し、主管すること
 - (2) 区を代表するチームの役員及び選手を選定すること
 - (3) 荒川区体育協会及び荒川区教育委員会との連携を図ること
 - (4) サッカー及びフットサル競技会、その他の公式記録を作成し保存すること
 - (5) その他、本会の目的を達成するために、必要な事業を行うこと
- 組織— (1) 「競技部」一般部、シニア部、ジュニア部、レディース部、
フットサル部、マスターズ部、知的障がい児フットサル教室
(2) 「育成部」
(3) 「審判部」

【第3章 役員】

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名
 - (4) 事務局長 1名 (5) 常任理事 若干名 (6) 理事 若干名
 - (7) 会計 若干名 (8) 会計監査 若干名
- 第6条 会長は常任理事会において推挙する。
- (1) 会長は本会を代表する。
 - (2) 会長は常任理事会の決するところに従い会務を執行する。
- 第7条 副会長は会長が委嘱する。
- (1) 副会長は会長を補佐し、会務を掌理する。会長に事故あるときはこれを代理する。
- 第8条 常任理事等の役員は会長が委嘱する。
- (1) また、理事の中より必要に応じ、常任理事会の議を得て常任理事に指名することができる。

(2) 会長・副会長・理事長・事務局長・会計・常任理事は常任理事会を構成して、会務の執行について審議する。

第 9 条 役員の任期は二ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

(1) 役員の任期が終了しても、後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。

第 10 条 本会に顧問及び名誉会長を置くことができる。

(1) 顧問及び名誉会長は常任理事会の推薦に基づき、常任理事会の議を得て会長が委嘱する。

【第 4 章 会議】

第 11 条 常任理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の推薦及び推举について
- (2) 予算及び決算について
- (3) 事業計画について
- (4) 本会規約の改廃について
- (5) その他、議決を要する重要事項について

第 12 条 常任理事会は会長が招集する。

(1) 常任理事会は、会長が必要と認めた時、または常任理事の 3 分の 2 が会議開催の理由を明示して請求した時は臨時に会長が招集しなければならない。

第 13 条 常任理事会の議長には会長があたり、会長、副会長に事故ある時は理事長がこれにあたる。

(1) 常任理事会は、半数以上の出席により成立し、過半数の同意をもって議事を決定する。議決権を委任した者は出席とみなす。可否同数の時は議長がこれを決める。

第 14 条 会長は各部の部長を通じ、部会毎の総会を年 1 回行い、各部の予算、決算、事業計画、その他重要事項について、加盟団体に明示する。

【第 5 章 会計】

第 15 条 加盟団体は毎年、別に定める会費を納入する。

第 16 条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。尚、年度途中の加盟団体等への会費の返金は行わない。

(1) 会費 (2) 補助金 (3) 寄附金 (4) その他

第 17 条 本会の会計年度は毎年、4 月 1 目に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条 本会を構成する各部は、会計年度終了後、前年度の会計について常任理事会で承認を得て、会計監査を受ける。

【第6章 補則】

第19条 本会の所在地は会長宅とする。

第20条 本規約の執行について必要な細則は別に定める。

第21条 本規約並びに、これに付随する細則は常任理事会の決議によらなければ改廃することができない。

*本規約は平成10年4月1日から施行する。

*平成18年4月1日—第5章、第6章改正

*平成23年9月20日—第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章改正

*平成30年5月19日—第2章、第3章、第6章改正

*令和2年9月19日—第3章改正

荒川区サッカー協会 細則

第1条 各部の総会は、当該年度末および新年度当初に開催される代表者会議をもって、これに代える事ができる。

第2条 代表者会議は、加盟団体を有する部において開催するものとする。

*本細則は平成30年5月19日から施行する。